

◇この議事速報（未定稿）は、審議の参考に供するた
めの未定稿版で、一般への公開用ではありません。
◇後刻速記録を調査して処置することとされた発
言、理事会で協議することとされた発言等は、原
発言のまま掲載しています。
◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますの
で、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と
受け取られることのないようお願いいたします。

○井上委員長 次に、堀川あきこ君。
○堀川委員 日本共産党の堀川あきこです。

北陸新幹線の延伸計画についてお聞きをしてい
きたいと思います。

先日、三月二十五日に京都市内で自治体向けの
説明会が開催されました。非公開での開催とい
うことでしたが、その後、二十八日、ルート上に
ある南丹市の市議会では、着工を認めないとい
う決議が全会一致で上がっています。自然環境、景
観破壊のおそれ、地下水への影響、巨額の地元負
担金への懸念など、実に多くの重要な問題をはら
んだルートであると考えるところといた上で、地域住民
及び本市議会の一定の理解を得られるまで本市内
の工事着手は認めないという内容です。

この二十五日の説明会に参加をしていた南丹市
の西村市長は、概略を聞いただけで、影響が何％
などと言われても分からないと。京都市の松井市
長は、京都市から、四つの懸念ということで、ト
ンネル工事による地下水への影響など、四つの懸
念が示されていたわけなんです、それが払拭さ

れたとは思わないというふうに述べたということ
が京都新聞で報じられております。

そこで、国交省、鉄道・運輸機構の説明が妥当
なのかを調べるために追加資料を要求したんです
けれども、その提供が困難だというふうな回答で
した。私が求めた資料は、一つは東西線地下水位
観測業務委託その八、観測業務その一からその八、
総合解析報告書、これは地下鉄東西線工事の地下
水への影響に関する資料です。

この提供困難だという理由を、国交省は、京都
市作成の資料なので、情報提供の可否について国
交省が最終判断を行うのは困難だ、京都市に問い
合わせてほしいということだったんですね。そこ
で、私が事務所の方で京都市に問合せをしたとこ
ろ、鉄道・運輸機構から入手してもらって結構と
いうふうに確認をしています。国交省はなぜ資料
を提供できないのでしょうか。

○五十嵐政府参考人 お答えいたします。
先生の事務所との議論のやり取りの中で、今先
生から御指摘がありましたデータ、資料、報告書
の提出というところはございましたが、**B**
び鉄道局が入手しておりますのはこの報告書の一
部だけでございます、現にいただいております
のは、先生の事務所からいただいている御要請は
全体を提出せよという御指示でございましたので、
現に全体を持っていない鉄道局から出すことにつ
いて判断することはできないことから、先生が先
ほど御紹介されたように、鉄道局として、情報提
供の可否について最終判断、文書作成者でない我
々は判断できないという理由で提出できない旨を

昨日御連絡したところでございます。
以上でございます。

○堀川委員 一部のみ、この資料のことですよね。
しかし、この資料とそれ以外の資料に基づいて、
国交省はある結論を出されていると思うんです。
そのことを後ほど質問したいというふうに思うん
ですけれども、なぜその結論を出したのかという
ことの資料を開示できないかというのは、余りにも
おかしいんじゃないかというふうに思います。

もう一つ提供が困難だとされた資料が、ボーリ
ング調査に関する資料です。
この資料は、独立行政法人等の保有する情報の
公開に関する法律、これにおける法人文書に該当
し、開示請求があれば、鉄道・運輸機構は開示の
義務があるはずですが、これはなぜ提供が困難なの
でしょうか。

○中野国務大臣 お答え申し上げます。
北陸新幹線敦賀―新大阪間につきましては、鉄
道・運輸機構におきまして、令和五年度より、北
陸新幹線事業推進調査の一環として、敦賀―新大
阪間の全線でボーリング調査等を実施をしてお
ります。その上で、鉄道・運輸機構において、ボー
リング調査で得られた地質のデータも活用し、地
下水への影響についての分析や駅施設の概略設計
などの検討を進めておりまして、その検討結果に
ついて、沿線の自治体に情報提供をするとともに、
公表をしているところでございます。

他方、ルートの公表前に行われるボーリングの
調査につきましては、整備新幹線の他の線区にお
きましても、事業の円滑な遂行に支障を及ぼすこ
D

などを考慮して、ルートを発表する前の段階では公表をしていないものでございます。また、公表するには地権者の同意も必要と考えております。したがって、現時点では、この公表については慎重に検討すべきと考えております。

○堀川委員 提出できないとして、やり取りの中で、工事実施計画の認可前であるということをおっしゃってられました。このボーリング調査は、通常、工事実施計画の認可が下りてからやるべきものですが、認可前にやるというルール違反をしておいて、資料を求めたら認可前だから提出できないというふうなことをおっしゃっているんですね。これは余りにも御都合主義じゃないかというふうに思うんです。

委員長、お諮りをお願いしたいんですけども、この東西地下水位観測業務委託、観測業務総合解析報告書と、ボーリング調査の詳細な結果に関する資料を、当委員会に提出を求めたいと思います。取り計らいをお願いいたします。

○井上委員長 理事会で協議いたします。

○堀川委員 よろしく願います。続いて、京都市営地下鉄東西線の工事による井戸補償の件と地下水への影響に関して質問をいたします。

資料二について御説明をしたいと思うんですけども、これは二十五日の京都市内の説明会で使用された資料ですが、京都の地下水の水量と水質への影響として、京都市営地下鉄東西線の施工事例が示されています。四角の囲みの中の三つ目の丸のところ、二条駅―太秦天神川駅間のシールド

ド工事区間について、周辺井戸の影響はほとんどなく、補償件数はゼロであったというふうにされています。

しかし、我が党の市会議員団が改めて京都市に求めた資料によると、二条駅から御陵駅間の工事で井戸の補償件数が二百九十か所にも及ぶということが分かりました。その数字を駅区間ごとに資料に記載をしています。

E 二条―太秦天神川駅間の井戸の補償件数は確かにゼロなんですけれども、二条駅よりも東の路線工事では相当数の井戸の補償があったということ、これは当然説明されるべきだと思うんですが、この井戸の補償について国交省は確認していたのでしょうか。確認していたのであれば、なぜその記述がここになのでしょうか。お答えください。

○五十嵐政府参考人 お答えをいたします。委員から御指摘がありました井戸補償が発生した地下鉄東西線の蹴上駅―二条駅間の工事につきましても、京都市交通局作成の京都市高速鉄道東西線建設小史によれば、工区ごとにシールドトンネル工法又は開削トンネル工法のいずれかの工法が採用されており、二つの工法が併用されている区間でございます。

あわせて、京都市交通局に提供を受けた施工時の地下水位変動を示す資料から、蹴上駅―二条駅間において、開削区間を中心とした地下水位の変動が見受けられる一方、シールドトンネル区間を中心とした変動は見受けられないことから、シールドトンネル区間の地下水位の低下は、隣接する開削区間の影響が及んだことによるものと考えて

おります。

また、同建設小史におきましては、京都市営地下鉄東西線の工事のうち、二条駅―太秦天神川駅間の工事については、シールドトンネル工法が採用され、補償件数はゼロであったという記載がされているところでございます。

これもちまして、説明会では、括弧書きで、建設小史に書いている文言として出したものでございます。

F それから、先生御指摘がありました井戸の補償件数につきましては、私ども、報道では承知しておりますが、報道が出た後も京都市交の方に確認を求めているんですが、現時点で京都市交からの御協力が得られていないものですから、私どもで、この数字等が正しいかどうかの確認は現状できておりません。

以上でございます。

○堀川委員 京都市交通局が出している資料です。きちんと確認をお願いいたします。

開削区間の地下水位低下の影響がシールド区間にも及んだというふうな結論づけたいんだと思いますけれども、それは京都市も同じ結論なのではないでしょうか。

○五十嵐政府参考人 本件につきましては、京都市と突っ込んだ御議論をしたことがございませんので、現状で京都市がそのような認識であるかどうかは、お答えをできません。

○堀川委員 京都市は、地下鉄東西線の工事による地下水の低下について、これは検証がなされていないので、はっきりした結論を持っていないは

堀川あきこ議員事務所からの御質問への回答

1. 機構が所有していた京都市の報告書について

○2025年4月2日の答弁時点まで

- ・鉄道局において、「東西線地下水位観測業務委託・観測業務総合解析報告書」の一部のみを保有していると認識していた。
- ・鉄道・運輸機構において、保有している資料が同報告書の全体か否かとの認識はなかった。

○2025年4月17日

- ・鉄道・運輸機構において、保有している資料が報告書全体であることを確認した。

2. 井戸の補償実績に関する資料について

○2025年4月2日の答弁時点まで

- ・鉄道局において、「井戸の補償実績に関する資料」を保有していなかった。

○2025年4月4日

- ・鉄道・運輸機構において、当該資料を保有していることを確認した。
- ・鉄道局において、鉄道・運輸機構より当該資料を受領した。

<参考>これまでの経緯（4月7日回答済み資料から抜粋）

- ・2024年8月25日、京都民報で「東西線工事で井戸枯渇113件」と報道
- ・2024年8月29日、鉄道局より鉄道・運輸機構本社へ、メールで資料提供を依頼
- ・同日、機構北陸局より京都市へ、口頭で資料提供を依頼
- ・同日、京都市より機構北陸局へ、メールで資料提供が困難な旨を回答
- ・2024年8月30日、鉄道・運輸機構本社より鉄道局へ、メールで京都市の回答を送付

- ・2025年1月12日、京都民報で「シールド工法で井戸補償101箇所」と報道
- ・2025年1月14日、鉄道局より鉄道・運輸機構本社へ、口頭で資料提供を依頼
- ・同日、機構北陸局より京都市へ、メールで資料提供を依頼
- ・2025年1月17日、京都市より機構北陸局へ、メールで資料を提供
- ・2025年1月、鉄道局から鉄道・運輸機構本社へ確認したところ、資料を入手できなかった旨を口頭で回答

以上

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準

(平成13年3月23日国広情第22号国土交通大臣官房長)

最終改正：令和4年3月31日国総公情第158号

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

なお、当該判断は、開示決定等（法第9条）を行う時点における状況に基づき行う。

6 審議、検討等情報（法第5条第5号）についての判断基準

(5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されることにより、土地の買占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合や、違法行為の有無に関する事実関係の調査中の情報が開示されることにより、違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場合が含まれる。